

議案第 90 号

甲府市職員の修学部分休業に関する条例制定について
甲府市職員の修学部分休業に関する条例を次のように定める。
令和 6 年 1 月 4 日提出

甲府市長 橋口 雄一

甲府市職員の修学部分休業に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第 1 項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。

(教育施設)

第 3 条 法第 26 条の 2 第 1 項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 97 条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を

行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（修学部分休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

- (3) 前2号に掲げる教育施設のほか、公務に関する能力の向上に資すると認められるものとして規則で定める教育施設
(修学部分休業の期間)

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業中の給与)

第5条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）第3条の3の規定その他これに相当する条例の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し)

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるとときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
(2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
(3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で、修学部分休業の承認の取消しについて当該職員の同意を得たとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

職員の公務に関する能力の向上に資するため、大学等における修学のための部分休業制度を導入するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。